令和７年９月10日更新

ひとり親家庭
子育て訪問支援券事業
～ご利用案内～

文京区では、ひとり親家庭の自立を支援し、安心して子育てができるように、小学校6年生以下のお子さんがいるひとり親の家庭を対象に『ひとり親家庭子育て訪問支援券』を交付しています。この『ひとり親家庭子育て訪問支援券』を使用することで、区が指定した事業者のベビーシッターサービスを所得に応じた負担額でご利用いただけます。

事業概要をご確認の上、事前に事業者に利用者登録のお手続きを済ませた上でご利用ください。

【見本】

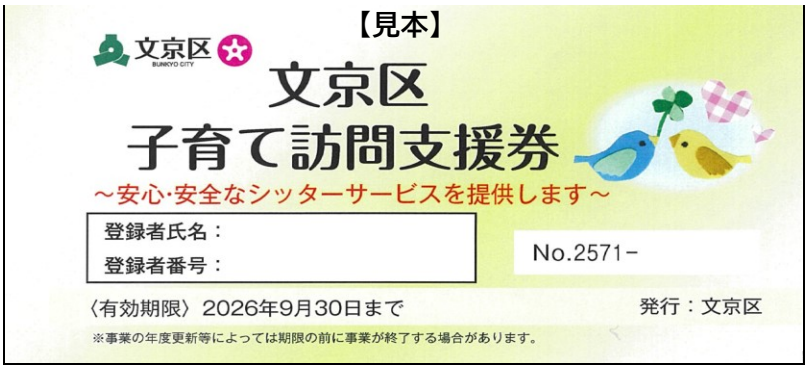

【お問合せ先】
文京区　子ども家庭部　子育て支援課　子ども施策推進担当
文京区春日一丁目16番21号　文京シビックセンター5階
電話：03－5803－1256（直通）

1 事業の概要

<table>
<tr><td>対象世帯</td><td>文京区内在住の小学校6年生以下の児童がいるひとり親家庭</td></tr>
<tr><td>対象児童</td><td>小学校6年生以下のお子さん</td></tr>
<tr><td>保育場所</td><td><u>文京区内のご自宅</u>（区外への派遣や外出先での保育はできません。）</td></tr>
<tr><td>利用事由</td><td>1 年間につき 24 枚（又は 36 枚）までは、保護者の休養、リフレッシュ、就労など、お子さんの保育や子育て支援が必要なときに<u>事由を問わず</u>利用できます。</td></tr>
<tr><td>利用できないとき</td><td>次のいずれかに該当するときは利用することができません。
●ご家族に感染性疾患にかかっている方がいる場合
●お子さんが病児の場合（病気回復期は除く。保育中に体調が悪くなった場合は、保護者へ連絡の上、引渡しとなります。）
●利用料・キャンセル料等の未払いがある場合
●区外に転居した場合
<u>※上記に該当していたことが利用後にわかった場合、区の補助が受けられず、遡及して事業者規定の料金をご負担いただく場合がありますので、ご注意ください。</u></td></tr>
<tr><td>サービス内容</td><td>ご利用いただける主なサービスは次のとおりです。
◆保育サービス
<table>
<tr><td>①児童の日常生活・食事のお世話
（病後児保育を含む）</td><td>②沐浴（満2か月未満）</td></tr>
<tr><td>③医療機関への付き添い（区内）</td><td>④保育施設及び習い事への送迎
（原則区内。隣接区は要相談）</td></tr>
</table>
◆家事サービス（家事サービスのみの援助はできません。）
<table>
<tr><td>①簡単な食事の準備</td><td>②洗濯物干し・取り込み</td></tr>
<tr><td>③生活必需品の買い物</td><td>④居室の片付け・掃除</td></tr>
</table>
※家事サービスについてはベビーシッターが行いますので、保護者が在宅しているなど、<u>お子様の安全が確保された状態でのみ提供</u>いたします。
※家事サービスの範囲は P7「家事サービスの利用範囲について」をご参照ください。</td></tr>
<tr><td>交付枚数</td><td>1年間（10/1～翌年 9/30）に 24 枚（12 枚綴り×2 冊）
※下記①②のいずれかに該当する世帯は、さらに 12 枚（12 枚綴り×1 冊）交付
①対象児童が2人以上いる世帯　②ひとり親になって2年以内の世帯
※緊急又は一時的な利用事由に該当し、援助が必要な場合は、支援券の追加交付を受けることができます。（上限 120 枚。詳細は P3「追加交付申請」を参照ください。）</td></tr>
<tr><td>利用時間</td><td>午前 7 時から午後 10 時まで
（1 枚につき4時間以内の1時間単位。1 日複数枚利用可）</td></tr>
<tr><td>ベビーシッター事業者</td><td>区が指定した次のベビーシッター事業者の中から利用者がご選択ください。
♦（株）パソナフォスター　　♦（株）ポピンズ　ファミリーケア
※事業者の問合せ窓口は、P8～9「ベビーシッター事業者のご案内」をご参照ください。</td></tr>
</table>

2 利用料・キャンセル料

●所得階層は毎年9月に見直しを行ないます。「現況届」の提出が必要です。

●下表の所得階層によって、利用料が決定します。階層は、登録決定時にお送りする「登録決定通知」をご確認ください。

階層区分	所得基準額		通常負担額・加算料金※1		キャンセル料※2		
	2人世帯	3人以上の世帯	通常負担額/時	加算料金/時	前日ｷｬﾝｾﾙ料	加算料金 前日ｷｬﾝｾﾙ料	当日ｷｬﾝｾﾙ料
Ⅰ	3,984,000 円以下	左記の額に扶養親族1人増加ごとに380,000 円を加算した額	300 円	100 円	100 円	50 円	利用予定額全額
Ⅱ	5,551,000 円以下		700 円		200 円		
Ⅲ	7,118,000 円以下		1,000 円		300 円		
Ⅳ	7,118,001 円以上		1,300 円		400 円		

※1 対象児童 2 人以上お世話をする場合、2 人目以降の1人あたりの料金
※2 キャンセル料発生期日は、事業者により異なりますので、詳細は P8～P9「6 ベビーシッター事業者のご案内」をご参照ください。

3 追加交付申請

事前に「その他子育て支援事業の紹介（P10）」のご利用をご検討ください。

登録時（又は負担階層決定時）や追加交付で交付されたひとり親家庭子育て訪問支援券を利用してベビーシッターサービスを受けた場合、以下の緊急又は一時的な援助が必要な利用事由に該当し、その他子育て支援事業の利用が難しい場合や他に保育する者がいなかった場合に限り、利用されたひとり親家庭子育て訪問支援券の追加交付を受けることができます。（10 月～翌年 9 月の 1 年間で当初交付枚数を含む最大 120 枚）

利用事由	備考	申請時に必要な証明書類
保護者が一時的な傷病のため自宅安静療養中のとき	・1 日又は数日程度の自宅安静療養 ・感染症の場合は派遣不可	診断書等病状のわかる書類（診断書提出ができない場合は「利用事由に関する申出書」）
お子さんが病後回復期で通園・通学できないとき	・感染症の場合は派遣不可	
保護者が冠婚葬祭に出席するとき	・成人式・結婚式・通夜・葬儀・告別式・法事を対象とする	案内等の日時が分かるもの
保護者が技能習得のための通学や就職活動のとき	・就労していない方が就職活動にあたり、職業訓練校等への通学や企業等への面接に行く場合 ・習い事等が就職に結びつかない場合は対象外	通学内容等が分かるもの
保護者が勤務日・勤務時間以外の出勤、出張又は夜間勤務、宿直勤務等、休日勤務のとき	・職場から勤務命令が出ていない場合は対象外	勤務証明書等

＜追加交付申請方法＞

下記書類を**利用日の3か月後の月末まで**に子育て支援課へ提出してください。（窓口・郵送・電子申請のいずれかにて必着）

電子申請▼

・文京区ひとり親家庭子育て訪問支援券追加交付申請書
・利用事由を証明できる書類（上表「申請時に必要な証明書類」を参照）

〇追加交付が決定した場合は、1 週間程度で子育て訪問支援券を送付します。

〇ひとり親家庭子育て訪問支援券を当日事業者へ提出せずに利用した場合は、追加交付対象外となります。事業者正会員利用となり、区の補助を受けることができません。

〇審査の結果、追加交付できない場合があります。利用事由に該当するか不明な場合は、事前に区へご相談ください。

4　ひとり親家庭子育て訪問支援券のご利用の流れ

登録

①	登録申請後、2週間程度で「登録兼交付承認通知書」及び「ひとり親家庭子育て訪問支援券」が自宅に届きます。
②	P8～P9「ベビーシッター事業者のご案内」をご覧いただき、利用するベビーシッター事業者をご選択ください。
③	事業者に直接ご連絡の上、「**登録番号**」又は「**子育て訪問支援券番号**」を伝え、**文京区のひとり親家庭子育て訪問支援券事業の利用登録をしたい**旨をお申し出ください。
④	事業者より、登録に必要な手続きの案内がありますので、利用登録手続きをお済ませください。

※**利用登録手続きに日数が必要となる場合がございます**ので、利用予定日から余裕をもってお申し込みください。

予約

①	ご利用予定日が決まりましたら、事業者に直接ご連絡いただき、**文京区ひとり親家庭子育て訪問支援券を使用したベビーシッターサービスの利用を予約**してください。
②	事業者より、予約の結果や利用日までの流れについて、ご案内いたします。

※ご予約の期日は、「ベビーシッター事業者のご案内」をご参照ください

※**ご予約の期日内であっても、依頼の多い時間帯はベビーシッターの派遣が難しい場合がございます。**

※ご依頼の内容に応じて、ベビーシッターの人選を行いますので、依頼内容は詳しくお申し出ください。

利用

①	ご予約の日時にベビーシッターがお伺いし、シッターサービスを提供いたします。
②	**利用当日にベビーシッターへ子育て訪問支援券をお渡しください。**

※ご利用当日に『ひとり親家庭子育て訪問支援券』のご提出が無い場合は、区の補助が受けられません。その場合は、事業者の規定料金をご負担していただくことになりますのでご注意ください。

支払

①	ご利用内容に応じた利用料の請求が事業者より届きますので、事業者へ直接お支払いください。

※利用料のお支払い方法や期日については、P8～P9「ベビーシッター事業者のご案内」をご確認ください。

利用を
キャンセル
した時は・・・

キャンセル料のご案内	ご予約を所定の期日以降に取り消した場合、**利用料の半額または全額のキャンセル料**が発生します。 キャンセル料が発生した場合、**利用予定日から７日以内に裏面をご記入の上、ひとり親家庭子育て訪問支援券を事業者へ送付してください。期日までに提出が無い場合や利用予定日以降に交付を受けたひとり親家庭子育て訪問支援券では、区の補助が受けられません**ので、事業者規定料金のご負担となります。

5 その他注意事項 ※ご利用前に必ずお読みください。

項目	内容
オプション サービス	○ひとり親家庭子育て訪問支援券のサービス範囲に加え、各事業者で定めた追加料金をご負担いただき、**オプションサービスを利用することが可能です。**（早朝保育・家事サービスの範囲等）※事業者により内容や料金は異なります。 ○オプションを利用する場合は、事業者の**正会員への加入が必要**となる場合もございますので、事前に各事業者へご確認ください。
事業者正会員利用	○ひとり親家庭子育て訪問支援券の枚数を使い切った場合やひとり親家庭子育て訪問支援券事業では利用できない場合（病児保育や区外への派遣など）は、**事業者の正会員利用にてご利用ください。** ○正会員利用にあたっては、正会員の利用料金の他、**入会金や年会費等が必要**となりますので、事前に各事業者へご確認ください。
兄弟利用	**○対象外のお子様（中学１年生以上の兄・姉）の利用はできません。** ○時間帯によって保育人数が変わる場合は、ご依頼内容で**最も多い児童人数の保育料で計算されます**。 （例）8時～10 時の2時間を2人、10 時～12 時の2時間を1人の保育で利用、階層区分Ⅳの場合 ⇒保育児童数2人　1,400 円×4時間　＝　5,600 円 ※なお、ひとり親家庭子育て訪問支援券を 2 枚ご使用になり、8時～10 時の2時間と 10 時～12 時の2時間に分けてご依頼されることで、それぞれの時間帯における保育児童人数の保育料でご利用いただけます。ひとり親家庭子育て訪問支援券を複数枚ご使用される場合は、利用予約時に事業者へお申出ください。
再交付 （紛失時）	○紛失した場合、**残りの利用枚数を再発行いたします。**「ひとり親家庭子育て訪問支援券再交付申請書」を子育て支援課までご申請ください。（郵送又は窓口にて提出） **※ベビーシッターサービスご利用時に、ひとり親家庭子育て訪問支援券の提出がない場合は、区の補助が受けられず、事業者正会員利用**の取扱いとなりますので、お早めの手続きをお願いいたします。
その他	**○ひとり親家庭子育て訪問支援券の交付前に利用したベビーシッターサービスに適用することはできません。** ○ひとり親家庭子育て訪問支援券は、第三者に譲渡できません。 ○ひとり親家庭子育て訪問支援券は、会社等で発行している他のクーポン券との併用はできません。

6 ひとり親家庭子育て訪問支援券の利用方法

①子育て訪問支援券の有効期限をご確認ください。

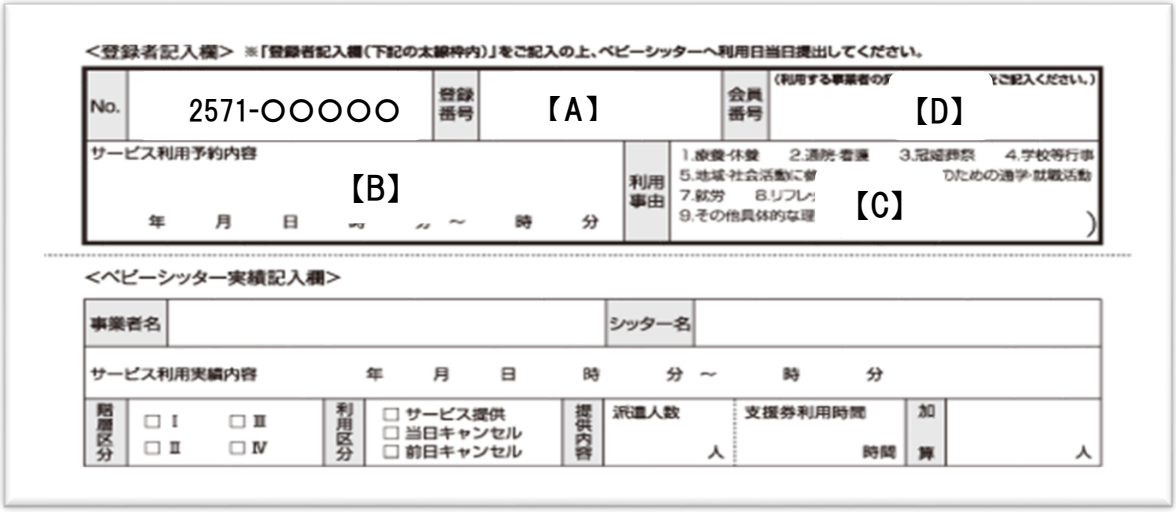

<登録者記入欄> ※「登録者記入欄(下記の太線枠内)」をご記入の上、ベビーシッターへ利用日当日提出してください。

No.	2571-○○○○○	登録番号	【A】	会員番号	(利用する事業者のみご記入ください。)【D】
サービス利用予約内容 【B】 年 月 日 ～ 時 分		利用事由	1.療養・休養 2.通院・看護 3.冠婚葬祭 4.学校等行事 5.地域・社会活動に参 ひための通学・就職活動 7.就労 8.リフレ 9.その他具体的な理 【C】)		

<ベビーシッター実績記入欄>

事業者名			シッター名				
サービス利用実績内容	年 月 日 時 分 ～ 時 分						
階層区分	□Ⅰ □Ⅱ □Ⅲ □Ⅳ	利用区分	□サービス提供 □当日キャンセル □前日キャンセル	提供内容	派遣人数 人	支援券利用時間 時間	加算 人

②裏面<登録者記入欄>をご記入ください。

○登録番号【A】･･･区が発行した登録番号をご記入ください。(○○-○○○2 桁-3 桁の数値)

○サービス利用予約内容【B】･･･事業者に予約した利用時間をご記入ください。

○利用事由【C】･･･利用する事由に○をつけてください。

○会員番号【D】･･･利用する事業者が発行している会員番号をご記入ください。(下表参照)

事業者名	会員番号の形式	会員番号記載場所	会員番号照会先
(株)パソナフォスター	C－○○○○ (C-4 桁の数値)	保育レポートへ記載	0120-837-027
(株)ポピンズ ファミリーケア	○○○○○○○○ (8 桁の数値)	「会員マイページ」WEB へのログイン ID 又は登録時のメールへ記載	0120-27-2100

③利用当日にベビーシッターに渡してください。

○1 枚で 4 時間まで利用できます。4 時間を越えて利用する場合は、複数枚を提出してください。(注意:当日に提出が無い場合は、区の補助を受けられず、事業者の正規料金を負担いただくことになります)。

【例】 利用時間		券提出枚数
8:00-10:00	2 時間	1 枚
8:00-12:00	4 時間	1 枚
8:00-13:00	4 時間+1 時間	2 枚
8:00-16:00	4 時間+4 時間	2 枚
8:00-18:00	4 時間+4 時間+2 時間	3 枚

7 家事サービスの利用範囲について

ひとり親家庭子育て訪問支援券事業は、ベビーシッターを派遣する事業のため、家事サービスは下表の簡単な内容のみとなります。下表の範囲を超える内容については、オプションサービス又は正会員利用の取扱いとなり、別途費用が発生しますので、利用予約の際、事業者にご確認をお願いいたします。

〇家事サービスを利用される際は、予約時に必ずお伝えください。
〇保護者が在宅しているなど、**お子さんの安全が確保された状態でのみ提供**いたします。

＜家事サービスの利用範囲＞

サービスの種類		注 意 事 項
①	児童の簡単な食事の準備	温める程度の簡単な食事の準備とし、1食分1品を目安とします。原則として他の家族分は含まれません。
②	利用者の簡単な食事の準備	温める程度の簡単な食事の準備とし、1食分1品を目安とします。原則として他の家族分は含まれません。
③	洗濯物干し	室内、ベランダ、庭のみ
④	洗濯物の取り込み	室内、ベランダ、庭のみ
⑤	生活必需品の買物	徒歩圏内（約 800 メートル）のみ
⑥	居室の片付け	食堂、寝室、居間等のうち1か所。大掃除、拭き掃除や水周りは行いません。
⑦	居室の掃除 （掃除機使用）	食堂、寝室、居間等のうち2か所まで。大掃除、拭き掃除や水周りは行いません。

8 ベビーシッター事業者のご案内

※こちらは、令和4年8月時点の内容となっております。最新状況は、区ホームページをご参照ください。

株式会社 パソナフォスター

『安全保育』『清潔保育』『ふれあい保育』を理念として、しっかりと研修や経験をつんだベビーシッターが子育ての「もうひとつの手」としてお子様を安心・安全にお預かりします。幼稚園・保育園・学校・塾などのお迎え、冠婚葬祭時の自宅保育から産後のお母さんのお手伝いまで、様々なご都合に合わせたサービスを提供しています。

《登録・利用予約などのお問い合わせ窓口》

所在地	港区南青山3-1-30	担当部署	イノベーションチーム
電話	0120-837-027	FAX	03-6734-1284
ホームページ	http://www.pasonafoster.co.jp/	WEB申込フォーム（初回ご登録）	初回ご登録時にご利用できます。 QRコードよりアクセスしてください。
E-Mail	E-Mailでの受付はしておりません。		
営業日・営業時間	【営業日】月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始12/29～1/3を除く）【営業時間】9時～17時30分		

《サービス内容の説明》

訪問するベビーシッター	保育士資格、幼稚園教諭、小学校教諭、認定ベビーシッター資格、チャイルドマインダー資格、看護士などの有資格者を中心としたベビーシッターが訪問します。
利用可能な曜日・時間帯等	【利用可能な曜日】

曜日	日・祝	月	火	水	木	金	土
	○	○	○	○	○	○	○

年末年始の利用（12/29～1/3）	可

【利用可能な時間帯】

時間帯	早朝			日中									夜間					
	~~6~~	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	~~23~~

※午前7 時から午後10時までの時間帯で利用可能

最小利用時間	2時間以上	家事サービスのみの利用	不可

その他	この事業の範囲を超えるご依頼等オプションをご利用の場合は正会員の入会が必要となります。（入会金・年会費別途）

《初回登録方法》

手続き方法

①電話またはWEBにて、文京区の子育て訪問支援券（ひとり親用）を利用して登録したい旨をお問い合わせください。
②弊社より、登録書類を郵送いたします。
③登録書類の必要事項をご記入の上、ご返送ください。

登録書類提出方法の対応状況	窓口	郵送	WEB	Mail
	×	○	○	×

ご利用開始日
登録手続き後から利用可能

《利用予約方法》

手続き方法

・利用予約の期日までに、次のいずれかの方法で、利用日時・ご依頼内容等をご連絡ください。

利用予約の期日	原則として派遣希望日の3営業日前の17時30分まで ※ご依頼内容の変更等もこの期日までにご相談ください

利用予約方法の対応状況	窓口	郵送	電話	FAX	WEB	Mail
	×	×	○	×	○	×

《利用料金の支払い方法・キャンセル料発生期日》

お支払い方法	月毎に利用料金を合算し、翌月15日までに請求書をご自宅に送付しますので、期日までに銀行振込でお支払いをお願いいたします。（振り込み手数料は利用者様にてご負担をお願いいたします。）

キャンセル料発生期日

ご利用予約を取り消された場合の半額または全額のキャンセル料が発生する期日は次のとおりです。

無料	利用日の2営業日前の17:30までのキャンセル	【営業日】月曜日～金曜日 ※土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く
階層に応じた前日取消料	利用日の1営業日前の17:30までのキャンセル	
階層に応じた利用料と同額	利用日の1営業日前の17:30以降のキャンセル	

株式会社　ポピンズ ファミリーケア

ポピンズのベビーシッター「ナニーサービス」では、ご家庭のご要望に基づき、お子様に最適なナニーを派遣し、質の高い保育をお届けするサービスです。お子様の可能性を育み、豊かな人間形成を目指す「ナニーサービス」が、お子様の成長とご家族のご活躍を支えます。

《登録・利用予約などのお問い合わせ窓口》

所在地	渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ5F	担当部署	チャイルドケアサービス部
電話	03-3447-2292	FAX	03-3447-1812
ホームページ	http://www.poppins.co.jp/nanny/	E-Mail	order@poppins.co.jp
営業日・営業時間	【営業日】年始1/1～1/2を除く毎日　【営業時間】平日・土曜 7時～21時、日曜・祝日9時～18時		

《サービス内容の説明》

訪問するベビーシッター

ポピンズは質にこだわった評価基準による面接の上、ナニーの本場英国ノーランドカレッジの研修プログラムを取り入れた独自のナニー研修、マナー研修、救急救命研修を受けたベビーシッターが訪問します。

利用可能な曜日・時間帯等

【利用可能な曜日】

曜日	日・祝	月	火	水	木	金	土
	○	○	○	○	○	○	○

年末年始の利用（12/29～1/3）	可

※年末年始のご利用は追加料金が発生します。

【利用可能な時間帯】

時間帯	早朝		日中										夜間					
	~~6~~	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	~~23~~

※午前7時から午後10時までの時間帯で利用可能

最小利用時間	2時間以上	家事サービスのみの利用	不可

その他

・家事依頼は1回の利用につき1つまで依頼が可能です。1つ以上依頼された場合は追加料金が発生します。
・追加料金のご負担で、年末年始、本事業のサービス範囲を超えての家事依頼、外国語対応などのサービスも提供しています。
・子育て訪問支援券と正会員利用を組み合わせて利用する場合、子育て訪問支援券はご利用開始時間より適用となります。（例：12時～18時の依頼に支援券1枚を使う場合、12時～16時の利用に支援券を適用し、16時～18時は正会員利用となります。）
・予約時間を超えて利用する場合はポピンズファミリーケアHPに掲載してる価格（正規料金）でのご案内になります。

《初回登録方法》

手続き方法

①お電話にて、文京区の子育て訪問支援券（ひとり親用）を利用して登録したい旨をお問い合わせください。
②弊社より、URLと法人番号をご案内させていただきます。WEBにて登録をお願いします。
③口座振替書等の一部の書類については郵送にてご案内させていただきます。

登録書類提出方法の対応状況	窓口	郵送	WEB	Mail
	×	※	○	×

ご利用開始日
登録手続き後から利用可能

※WEB環境がない方のみご郵送でも承ります

《利用予約方法》

手続き方法

・利用予約の期日までに、次のいずれかの方法で、利用日時・ご依頼内容等をご連絡ください。

利用予約の期日	派遣希望日の前々日の18時まで ※ご依頼内容の変更等もこの期日までにご相談ください

利用予約方法の対応状況	窓口	郵送	電話	FAX	WEB	Mail
	×	×	※	×	○	○

※WEB環境がない方のみお電話でも承ります

《利用料金の支払い方法・キャンセル料発生期日》

お支払い方法

月毎に利用料金を合算し、翌月中旬に請求書をご自宅に送付します。指定口座からの引き落としまたはクレジットカードによるお支払をお薦めいたします。但し、引き落としの場合手続きの完了までに約1ヶ月ほどお時間を要しますので、初回ご利用月は銀行振込でお支払いをお願いする場合がございます。（その際の振り込み手数料はご利用者さまにご負担をお願いいたします。）

キャンセル料発生期日

ご利用予約を取り消された場合の半額または全額のキャンセル料が発生する期日は次のとおりです。

無　料	利用日の前日9:00までのキャンセル	【営業日】年始（1/1～1/2）を除く毎日
階層に応じた前日取消料	利用日の前日18:00までのキャンセル	
階層に応じた利用料と同額	利用日の前日18:00以降のキャンセル	

9　その他子育て支援事業の紹介

事業名	事業概要
一時保育事業 （キッズルーム）	お子さんを一時的にお預かりすることにより、地域で安心して子育てできるように支援する一時保育施設で、区内にキッズルーム目白台・キッズルームシビック・キッズルームかごまち・キッズルーム茗荷谷の 4 か所があります。（対象：1 歳～小学校就学前）
ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で子育ての援助をできる方と受けたい方が登録して会員になり助け合いながら子育てをする会員組織の相互援助活動です。 （対象：生後 4 か月～小学校 6 年生）
ショートステイ・トワイライトステイ事業	緊急一時的にお子さんの保育ができなくなった場合に福祉施設において短期的にお子さんの保育をします。 〇二葉乳児院（対象：生後 60 日から満 3 歳に達する前日まで） 　乳幼児ショートステイ事業 〇文京総合福祉センター3階（対象：2 歳～小学校6年生） 　子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業
病児・病後児保育事業	病中・病気回復期のお子さんのお預かりをします。 〇保坂病児保育ルーム 〇順天堂病後児ルーム「みつばち」 〇駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」 〇ゆうひが丘春日病児保育ルーム （対象：生後 4 か月～小学校 3 年生）
ベビーシッター利用料助成	ベビーシッターの派遣による保育サービスを利用した際に、保育利用料の一部（1 時間 2,500 円を上限、夜間帯は 3,500 円を上限）を助成します。令和 7 年度は児童 1 人につき 144 時間上限（多胎児の場合 288 時間） （対象：0 歳から満 6 歳になる年度の末日まで） ただし、小学生 1 年～6 年生（7 歳になる年度初日から満 12 歳になる年度の末日までの児童）はお子さんが病児又は病後児の場合のみ助成対象。
おうち家事・育児サポート事業	満 3 歳未満のお子さんを育てる家庭を対象に交付する「おうち家事・育児サポート券」を使用することで、区が指定した民間事業者の家事・育児サポートを一定の負担（1時間当たり 1,000 円）でご利用いただける事業です。 （対象：0歳から満3歳未満に達する前日まで）
ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度	多胎児を養育する世帯を対象に、ベビーシッター等の派遣によるサービスを利用した際に、利用料の一部（1 時間 2,700 円を上限、1 世帯当たりの助成時間上限あり）を助成します。（対象：0 歳から満 3 歳に達する前日まで）
子育て支援事業 利用料等助成制度	〇子育て支援事業の保育利用料の一部 　おうち家事・育児サポート事業、ファミリー・サポート・センター事業は半額を助成、一時保育事業（キッズルーム各施設）、病児・病後児保育事業は全額を助成します。 〇令和 7 年度ベビーシッター利用料助成制度を利用する際に生じた費用 　入会金・年会費・ベビーシッター利用の際にかかった交通費・ベビーシッター取りやめの際のキャンセル料（児童 1 人につき年度当たり 4 万円が上限）を助成します。 ※非課税・生活保護世帯、一時保育事業のみ区市町民税合算 77,101 円未満世帯も対象